

## 南相木村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	職 出 額 A	実 質 取 支 B	人 件 費 B/A	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 1,114	千円 1,731,578	千円 98,012	千円 342,584	% 19.78%	% 21.89%

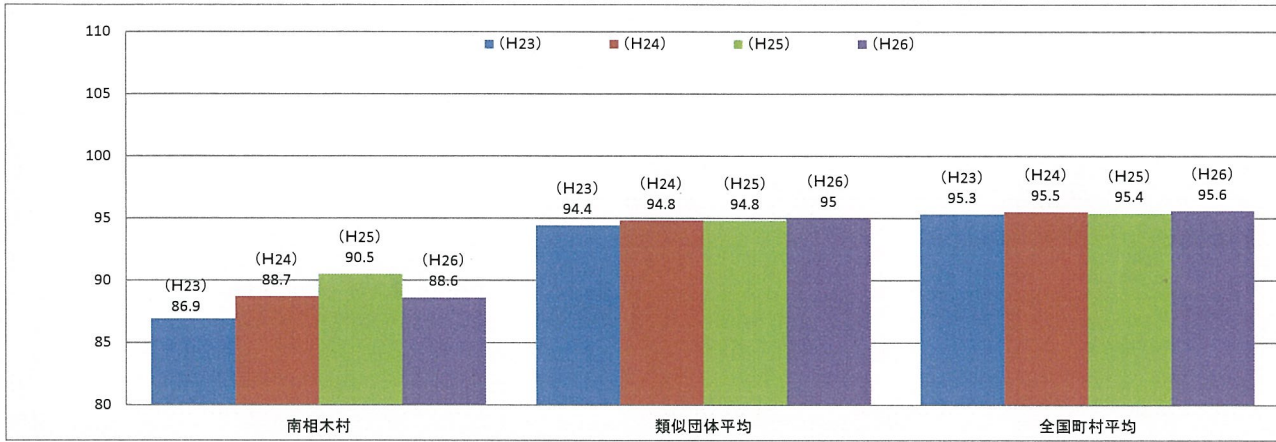
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費			計 B
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	
25年度	人 42	千円 124,065	千円 22,191	千円 44,184	千円 190,440

(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村類型平均 一人当たり給与費
千円 4,534	千円 5,382

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### (4) 給与改定の状況

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円	円	(%)	円	%	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月	月	月	月	3.95	3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容（平均引き下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合にはその理由））

（給料表の改定予定時期）平成27年4月1日  
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容をふまえ、平均 %引き下げ。  
 但し激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。  
 また、他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを行いました。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）  
 （実施時期）

③その他の見直し内容

実施はありません

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
			平均給与月額 (国ベース)	
南相木村	43.8 歳	302,800 円	338,600 円	— 円
長野県	45.5 歳	342,899 円	399,942 円	376,841 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	41.6 歳	303,591 円	344,539 円	332,748 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
南相木村	49.8 歳	7 人	238,700 円	313,200 円	— 円	—	—	—
長野県	51.2 歳	282 人	331,881 円	387,064 円	364,062 円	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—
類似団体	49.1 歳	2 人	287,063 円	310,800 円	302,457 円	—	—	—

(注)1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、居住手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区分		南相木村	長野県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	139,600 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
〇〇職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

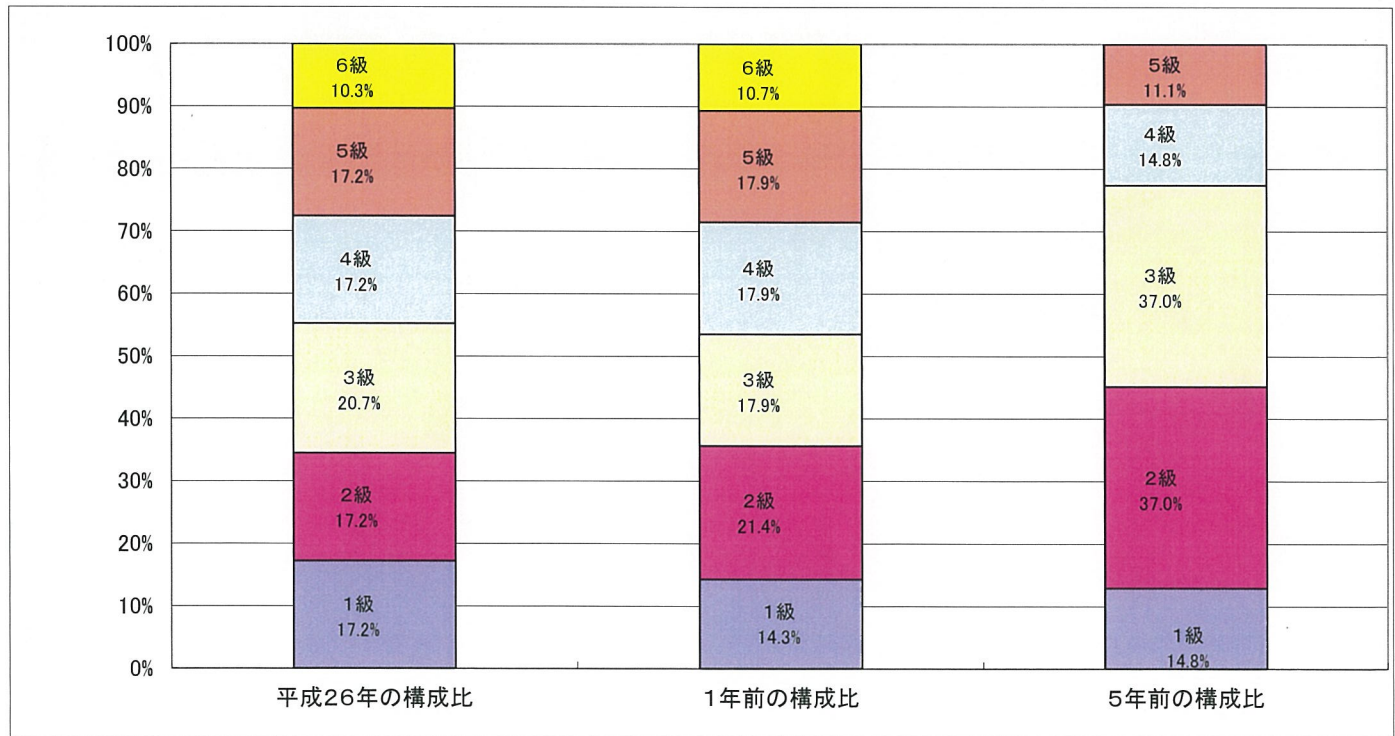
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事補・主事の職務	5 人	17.2 %	135,600 円	243,700 円
2級	主任の職務	5 人	17.2 %	185,800 円	307,800 円
3級	主査・係長の職務	6 人	20.7 %	222,900 円	354,700 円
4級	係長・課長補佐の職務	5 人	17.2 %	261,900 円	388,300 円
5級	課長補佐・課長の職務	5 人	17.2 %	289,200 円	400,600 円
6級	課長の職務	3 人	10.3 %	320,600 円	422,600 円

(注) 1 南相木村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南相木村		長野県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,052 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,584 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( — )月分 ( — )月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

--

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

南相木村			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		— %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(〇年度決算)
—	—	—	千円
—	—	—	千円
			左記職員に対する支給単価
			〇〇円
			一件当たり〇〇円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	9,315 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	221 千円
支給実績(24年度決算)	7,133 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	169 千円

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 特定扶養 加算5,000円	同	なし	5,011 千円	227,773 円
住居手当		異	村内に居住する職員に限る	1,435 千円	169,444 円
通勤手当		異	片道2km以上であること	627 千円	41,800 円
管理職手当		異		1,603 千円	200,375 円
休日勤務手当		—		— 千円	— 円
産業教育手当				— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況 (26年4月1日現在)

区分	科	月	額	等
給料	村 長	(	685,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額
			739,000 円)	820,000 円 / 458,500 円
	副 村 長	(	565,000 円	647,000 円 / 421,500 円
			595,000 円)	円 / 円
報酬	議 長	(	240,000 円	310,000 円 / 171,100 円
			240,000 円)	
	副 議 長	(	157,000 円	251,000 円 / 119,000 円
			157,000 円)	
議 員	(	140,000 円	230,000 円 / 100,000 円	
		140,000 円)		
期末手当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 議 議 員	(25年度支給割合)	2.95	月分
			(25年度支給割合)	2.95
退職手当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)	月額給料×42.5/100×月数	(1期の手当額)
			月額給料×25.4/100×月数	15,075,600 7,254,240
備 考				

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

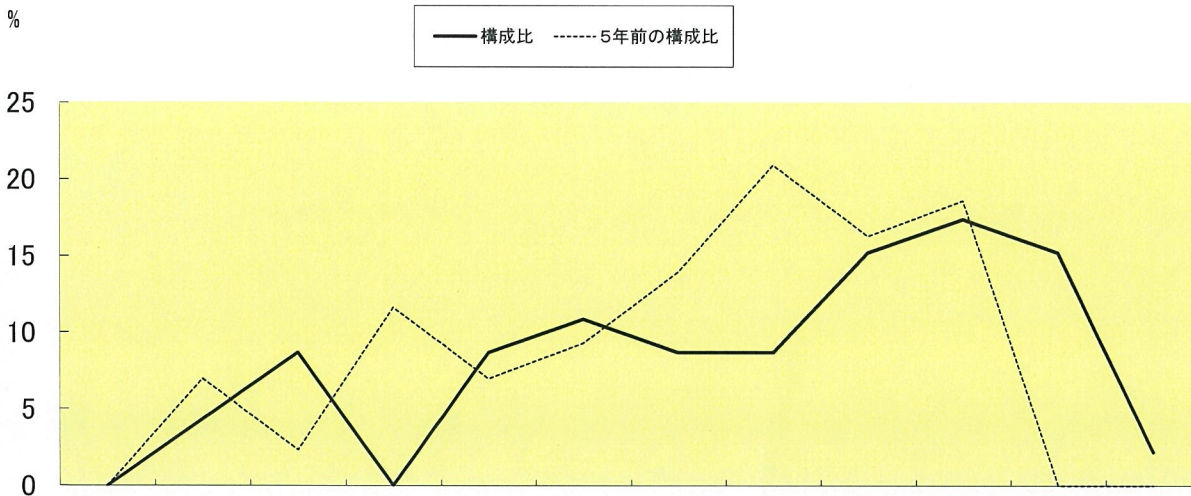
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数	職 員 数		対 前 年 数	主 要 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	13	13	0	
		税務	1	1	0	
		民生	9	10	▲1	
		衛生	2	2	0	
		農林水産 土木	4 2	5 2	▲1 0	
	計	32	34	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 (類似団体の人口1万人当たり職員数)	
	教育部門	7	7	0		
	消防部門	—	—			
	小 計	39	41	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 (類似団体の人口1万人当たり職員数)	
計業公 部等営 門会企	水道 その他	1	1			
		3	4			
		4	5			
	合 計	43	46	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数	
		[ 49 ]	[ 49 ]	[ ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ? 23歳	24歳 ? 27歳	28歳 ? 31歳	32歳 ? 35歳	36歳 ? 39歳	40歳 ? 43歳	44歳 ? 47歳	48歳 ? 51歳	52歳 ? 55歳	56歳 ? 59歳	60歳 ? 以上	計
職員数	人	2人	4人	人	4人	5人	4人	4人	7人	8人	7人	1人	46人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	33	34	33	32	32	34	1 ( 3.0 % )
教育	8	6	6	7	7	7	▲1 ( ▲12.5 % )
消防	0	0	0	0	0	0	0 ( 0.0 % )
普通会計	41	40	39	39	39	41	0 ( 0.0 % )
公営企業等会計	3	3	3	3	4	5	2 ( 66.7 % )
総合計	44	43	42	42	43	46	2 ( 4.5 % )

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	歳出額 A	実損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める職員給与 費率
25年度	千円 -	千円 -	千円 -	% -	% -

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 0	千円 -	千円 -

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。